

平成26年度第1回遠野市総合計画審議会

日 時：平成26年5月15日（木）

午前10時～

場 所：遠野市役所とぴあ庁舎大会議室

一 次 第 一

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員及び職員紹介

4 会長・副会長の互選

5 会長あいさつ

6 報 告

(1) 平成26年度予算について

(2) 遠野市総合計画実施計画（平成26、27年度）の概要について

(3) 市役所本庁舎の整備方針について

(4) 遠野市六次産業推進本部、子育てするなら遠野推進本部の取り組みについて

(5) 遠野市新エネルギービジョンの策定について

7 協 議

(1) 遠野市総合計画策定方針（案）について

（総合計画審議会の役割、策定方針、策定体制、策定スケジュール）

8 そ の 他

9 閉 会

目 次

出席者紹介

遠野市総合計画審議会委員名簿	1
遠野市出席者名簿	2

報 告

(1) 平成26年度予算について	別紙資料 1
(2) 遠野市総合計画実施計画（平成26、27年度）の概要について	別紙資料 2
(3) 市役所本庁舎の整備方針について	別紙資料 3
(4) 遠野市六次産業推進本部、子育てするなら遠野推進本部の取り組みについて	別紙資料 4
(5) 遠野市新エネルギービジョンの策定について	別紙資料 5

協 議

(1) 遠野市総合計画の策定方針（案）について	
・ 遠野市総合計画審議会の役割（遠野市総合計画審議会条例）	3
・ 遠野市総合計画策定方針	4
・ 遠野市総合計画策定体制	7
・ 遠野市総合計画策定スケジュール	8

遠野市総合計画審議会委員名簿

〔任期：平成26年5月1日～平成29年4月30日〕

No.	団 体 名	委 員 名	備 考
1	遠野市消防団	井 手 純	
2	NPO法人遠野エコネット	千 葉 和	
3	一般社団法人遠野市医師会	千 葉 純 子	
4	遠野市食生活改善推進員団体連絡協議会	菊 地 セツ子	
5	遠野市体育協会	河 野 好 宣	
6	遠野市社会福祉協議会	臼 井 悦 男	
7	遠野市民生児童委員協議会	菊 池 一 晃	
8	遠野市わらすっこ支援委員会	松 田 希 実	
9	花巻農業協同組合	新 田 忠 一	
10	遠野地方森林組合	濱 田 平八郎	
11	一般社団法人遠野市観光協会	荒 田 良 治	
12	遠野商工会	佐々木 弘 志	
13	一般社団法人遠野青年会議所	三 浦 一	
14	遠野市校長会	菊 池 塔 寿	
15	遠野市PTA連合会	熊 谷 義 弘	
16	遠野市郷土芸能協議会	佐々木 國 允	
17	一般財団法人遠野市教育文化振興財団	菅 沼 隆 子	
18	遠野市区長連絡協議会	内 舘 充 幸	
19	遠野市地域婦人団体協議会	海 老 糸 子	
20	県南広域振興局経営企画部長	田 村 幸 義	
21	公募（NPO法人オヴェンセ理事ほか）	佐々木 栄 洋	
22	公募（遠野商工会青年部部長）	鳥屋部 恵 児	
23	公募（遠野郷農村青年クラブ会長）	菊 池 広 樹	
24	公募（遠野はしご酒実行委員会委員長）	高 宏 美 鈴	
25	公募（遠野市青年団体協議会会長）	菊 池 浩 彦	

【遠野市側出席者名簿】

No.	職 名	氏 名	備 考
1	市長	本 田 敏 秋	
2	副市長	菊 池 孝 二	
3	教育長	藤 澤 俊 明	
4	経営企画部長	菊 池 文 正	
5	経営企画部まちづくり再生担当部長	飛 内 雅 之	
6	総務部長	菊 池 保 夫	
7	健康福祉部長	荻 野 優	
8	健康福祉部地域医療推進特命部長	菊 池 永 菜	
9	産業振興部長	鈴 木 惣 喜	
10	農林畜産部長	大 里 政 純	
11	環境整備部長	遊 田 啓 悦	
12	遠野文化研究センター部長	小 向 孝 子	
13	市民センター市民協働課長	宮 田 実	
14	宮守総合支所長	多 田 博 子	
15	消防長	谷 地 孝 敏	
16	子育て総合支援センター所長	菊 池 幸 市	
17	経営企画部企画・秘書広報担当課長	佐 藤 浩 一	
18	経営企画部財政担当課長	鈴 木 英 呂	
19	経営企画部まちづくり再生担当課長	千 田 孝 喜	
20	経営企画部管理情報担当課長	澤 村 一 行	

○遠野市総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第23号

(設置)

第1条 市の総合的な計画の策定と推進に関する必要な事項を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、市民、関係機関団体の役員又は職員及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

遠野市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

現在の遠野市の総合計画は、平成17年10月の市村合併に際して定めた「市町村建設計画（新市まちづくり計画）」を踏まえ、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画期間とする「遠野市総合計画」を策定し、「永遠の日本のふるさと遠野」を将来像に掲げ、その実現に向けて、まちづくりを進めている。

現在、我が国の社会情勢は、地方分権の推進、少子化や高齢化の進行、人口減少社会の到来、自然災害等に対する危機管理の重要性、エネルギー問題や環境に対する市民意識の高まりなどにより、大きく変化している。

こうした社会情勢の変化に的確に対応し、さらなる市勢の発展に結び付けていくためには、本市の地域特性や地域資源を生かし、市民と行政が協働・連携しながら、未来を見据えながらまちづくりを推進していく必要がある。

そのため、市民の参画を得ながら、本市の目指す将来像とその実現のための政策をまとめた平成28年度を初年度とする総合計画の策定を行う。

2 計画の位置づけ

総合計画の策定については、地方自治法の一部改正（平成23年）により市町村の基本構想の策定義務がなくなり、基本構想の策定については、市町村の判断に委ねられることとなった。

総合計画は、まちづくりの将来像を示すとともに計画的な行財政運営の指針となるものとして必要不可欠であり、引き続き市の最上位計画として策定する。

3 計画の構成と期間

次期総合計画は、現在の総合計画と同様に、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する。

(1) 基本構想

本市が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を明確にし、推進すべき計画の大綱（基本方向、あらまし）を示す。

計画期間は、長期的な観点から10年間（平成28年度～平成37年度）とする。

(2) 基本計画

基本構想で定めた計画の大綱の実現に向けて、必要となる主要施策を分野別に体系化。

計画期間は、中期的な観点から基本構想の実現を図るため、前期5カ年（平成28年度～32年度）、後期5カ年（平成33年度～平成37年度）とする。

(3) 実施計画

基本計画で体系化した各施策を効果的に実施するために、財政計画との整合を図りながら、実効性ある事業計画として具体化するため、期間を3カ年のローリング方式とする。

基本構想	平成 28 年度～37 年度	
基本計画	前期 平成 28 年度～平成 32 年度	後期 平成 33 年度～平成 37 年度
実施計画	平成 28 年度～30 年度（毎年 3 ヶ年のローリング）	

今回策定する計画

4 策定の基本的な考え方

(1) 時代の流れを捉えたまちづくりの長期的指針となる計画であること

少子化、高齢化の進行による人口構造の変化や多様化する行政ニーズなど変貌する社会経済情勢への対応が求められるとともに、地方分権の推進に伴い、自らの判断と責任でまちづくりを進めていくことが重要である。

こうした中、新たに策定する総合計画は、本市のこれまでの実績と評価にたち、将来にわたる課題を整理し、恵まれた自然環境や地域資源を生かした地域づくりを具体的に進めていくための計画とする。

(2) 市民の意向を反映させた市民協働による計画であること

より質の高い市民生活を実現していくための計画として、市民、地域、各種団体といった多様な主体との連携、協働による総合力の結集が不可欠である。住民参画の機会を数多く設けて、より多くの市民の意見を反映させた計画とする。

(3) まちづくりの進行管理ができる計画であること

市民主体の視点に立った行政運営の実現には、計画の進捗状況と評価内容及び結果を分かりやすく市民に公表することが必要である。そのため、市民に分かりやすく示すための評価指標の目標値の設定に努め、まちづくりの進行管理ができる計画とする。

(4) その他

今後策定する第 3 次遠野市健全財政 5 カ年計画（H28～32）、第 3 次遠野市経営改革大綱（H28～32）、遠野市過疎地域自立促進計画（H28～32）、遠野市新エネルギービジョン（H27～37）との整合性を図るものとする。

5 策定手順

(1) 基本構想

総合計画策定に関する市長の諮問機関である遠野市総合計画審議会の答申に基づき、新たに庁内に設置する遠野市総合計画策定委員会においてこれを決定し、遠野市議会の議決を得るものとする。

(2) 基本計画（前期基本計画）

基本構想と同様とする。

6 策定体制

(1) 庁内体制

①遠野市総合計画策定委員会

計画の総合調整を行い、基本構想案及び基本計画案を決定する。

- ・ 構成員は、庁議メンバーとする。

- ・委員長は市長、副委員長は副市長とする。
- ②総合計画策定チーム
 - 遠野市総合計画策定委員会の補助機関として、計画の原案調整を行う。
 - ・構成員は、経営企画部長、企画・秘書広報担当課長及び部等の所管担当課長とする。
- ③分野別検討チーム
 - 総合計画策定チームの事務を補助し、基本計画の分野別計画の原案作成を行う。
 - ・構成員は、原則として、各課等の中堅職員とする。
- ④未来・創造検討チーム
 - 総合計画の目標年次 10 年後、その後続く未来に向かっての夢のある事業案作成を行う。
 - ・構成員は、原則として 20 代及び 30 代の職員とする。

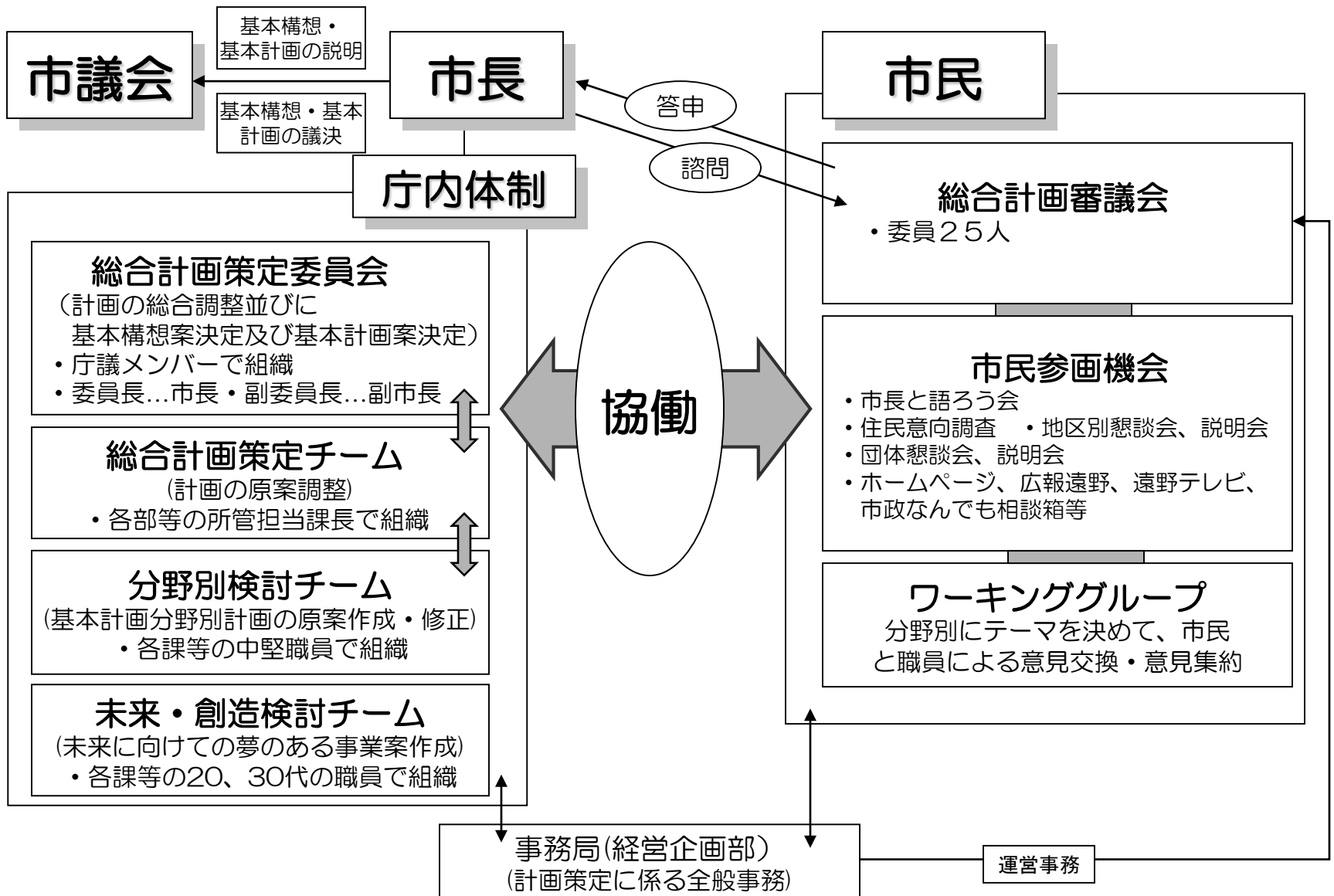
(2) 市民参加

- ①遠野市総合計画審議会の設置（委員 25 人：関係機関団体の構成員、公募市民）
- ②ワーキング会議（分野別にテーマを決めて、市民と職員による意見交換会を行い、意見を集約し計画案に反映させる）
- ③市長と語ろう会（地区別）における意見・提言の反映
- ④各種実施済みのアンケートを活用した市民ニーズの把握
- ⑤遠野市ホームページ、市政なんでも相談箱での意見聴取
- ⑥遠野市ホームページ、広報遠野、遠野テレビでの情報提供
- ⑦計画策定後における総合計画概要版の全世帯配付、地区別説明会等の実施。

7 策定スケジュール（概略）

平成 26 年 5 月中旬	審議会（総合計画策定方針決定）
8 月上旬	審議会（平成 25 年度まちづくり指標審議）
通年	住民意向の分析、各種データの収集
平成 27 年 1、2 月	地区別懇談会
3 月下旬	審議会に基本構想諮問
4 月下旬	審議会から基本構想答申
5 月下旬	議員全員協議会に基本構想説明
6 月中旬	議会に基本構想上程、議決
7、8 月	地区別懇談会
8 月上旬	審議会（平成 26 年度まちづくり指標審議）
9 月中旬	審議会に基本計画諮問
10 月中旬	審議会から基本計画答申
11 月下旬	議員全員協議会に基本計画説明
12 月中旬	議会に基本計画上程、議決
平成 28 年 1、2 月	概要版の全世帯配付、地区別説明会

遠野市総合計画策定体制



7

遠野市総合計画策定スケジュール（案）

区 分	平成26年度												平成27年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎資料の収集等	1 各種統計データ調査・集約 2 これでのアンケート調査等の分析																							
市民の参画	アンケート調査の実施 ワーキンググループ設置 意見交換・意見集約 地区別懇談会 地区別懇談会 住民意向調査 遠野市ホームページ・市政なんでも相談箱での意見聴取 遠野市ホームページ・広報とおの・遠野テレビでの情報提供												総合計画概要版 地区別説明会											
計画策定基本方針	原案作成	基本方針																						
総合計画審議会	第1回 辞令交付等		第2回 まちづくり指標審議								第3回 基本構想審議	第4、5回 基本構想答申							第6回 まちづくり指標審議	第7、8回 基本計画審議	第9回 基本計画答申			
庁 内 制	総合計画策定委員会	設置								基本構想諮問	基本構想決定							基本計画諮問	基本計画決定					
	総合計画策定チーム			基本構想の総合調整						基本計画の総合調整														
	分野別検討チーム			基本構想の原案調整						基本計画の原案調整														
	希望・創造検討チーム			基本計画分野別計画の原案作成・修正																				
	事務局(経営企画部)			事業内容の検討																				
議 会	計画策定に係る事務全般・各課調整																							
議 会				議 員 全 員 協 議 会 に 関 し て の 実 績 説 明							議 員 全 員 協 議 会 に 関 し て の 実 績 説 明	基本構想議決							議 員 全 員 協 議 会 に 関 し て の 実 績 説 明	基本計画議決				
その他関連事項																								